

【被扶養者認定】今後の仕送りの申立書

①

2022 年 4 月 2 日

- ② 1. 健康保険 記号一番号 1 - 000000
- ③ 2. 被保険者氏名 (自署) 健保 太郎
- ④ 3. 認定対象者氏名 健保 次郎
- ⑤ 4. 今後の仕送り回数 (年) 12 回
- ⑥ 5. 1 回の仕送り予定額 100,000 円
- ⑦ 6. 今後の仕送りの総額 (年) 1,200,000 円

<注>

※被扶養者認定申請時に、今まで仕送りの実績がない方や、これまで手渡しで仕送りを行っていた方で、仕送り証明書3か月分の提出ができない方は、初回の仕送りの事実が確認できる振込票等とともに、この申立書に今後の仕送り予定をご記入の上、ご提出ください。

※仕送りの申立書のみでは被扶養者の認定はできません。初回の仕送りがなされた時点で、振込票等の添付資料により、仕送りの事実を確認した上で、被扶養者としての要件を満たしていることが必要です。

※仕送りに関しては、客観的に送金の事実を確認できることが必要となりますので、振込又は送金で仕送りをしてください。被扶養者認定後、年1回程度、過去の送金履歴等を提出いただく場合がありますので、下記の書類を保管してください。(手渡しは仕送りの事実確認ができないため、認められません)

- ・仕送りが振込の場合：預金通帳等の写し(振込者、振込先の者及び振込額が明らかであるもの)
- ・仕送りが送金の場合：現金書留の控(写し)

※被扶養者の要件を満たしていなかったことが判明した場合には、要件を満たさなくなった時点、又は認定時に遡って、認定を取り消すことがあります。

※16歳以上の「学生」は、仕送りの確認は必要ありません。

次のような場合に、この申請をご使用ください

被扶養者になりたい方が被保険者と別居していて、被保険者からの仕送り証明書3ヶ月分が提出できない場合（今まで仕送りの実績がない方や、これまで手渡しで仕送りを行っていた方等）、「初回の振込1回とその振込票」と併せて提出します

【記入要領（記入例の番号と照合してください）】

①提出日

在職被保険者の方は、事業所に提出する日

任意継続被保険者・特例退職被保険者は、当健保組合に提出する日 をご記入ください

②健康保険 記号・番号

健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ等に記載されている記号・番号をご記入ください

③被保険者氏名（自署）

対象被保険者の氏名を自署でご記入ください

④認定対象者氏名

今回、被扶養者として認定を希望される方の氏名をご記入ください

⑤今後の仕送り回数（年）

被保険者から認定対象者に対する仕送りの年間回数をご記入ください

⑥1回の仕送り予定額

被保険者から認定対象者への1回あたりの仕送り予定額をご記入ください

⑦今後の仕送りの総額（年）

今後の年間の仕送り総額をご記入ください